

佐渡市立図書館資料収集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐渡市立図書館条例施行規則（平成16年3月1日教育委員会規則第35号）に規定する事業を円滑に行うため、佐渡立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 収集の基本方針は、次のとおりとする。

- (1)あらゆる年代・立場の人々の学びの拠点、情報の拠点施設となるように、土地の事情及び市民の要望及び社会的な動向に配慮し、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とし、図書館奉仕のため、一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、郷土資料、地方行政資料等の収集にも十分留意して、図書、記録、電子書籍、視聴覚教育の資料その他必要な資料の収集に努める。
- (2) 著者の思想的、宗教的及び党派的立場にとらわれることなく、多様な観点に立って幅広く資料を収集する。また、図書館職員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (3) 資料の収集にあたっては、新潟県立図書館をはじめ新潟県内の公立図書館や大学図書館、その他の類縁機関との連携や協力に努める。
- (4) 蔵書に対する市民からの要望や意見を資料収集に生かすように努める。

(資料選択の方法)

第3条 資料の選択はこの要綱に基づき、現物資料及び出版情報等により図書館職員で検討し、図書館長が決定する。

(収集資料の種類)

第4条 収集する資料の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般図書
- (2) 児童図書及び児童図書研究資料
- (3) 青少年用図書

- (4) 参考図書（事典，辞典，年鑑，白書等）
- (5) 郷土資料，行政資料
- (6) 特色資料
- (7) 外国語資料
- (8) マンガ
- (9) 図書館利用に障がいのある人のための資料
- (10) 逐次刊行物（新聞，雑誌等）
- (11) 視聴覚資料
- (12) 電子書籍等
- (13) その他

（寄贈資料の収集）

第5条 寄贈資料は，佐渡市立図書館条例施行規則第25条により受入するものとし、所蔵の有無や資料の状態，今後の利用の予測等を考慮して，受入を決定する。寄贈資料受入れに関する事は別に定める。

（選書基準）

第6条 選書基準は別に定める。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか，資料収集に関する事項については，別に定める。

附 則

この要綱は，令和 年 月 日から施行する。